

政令第 号

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行に伴い、及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第九条第一項第四号ハの規定に基づき、この政令を制定する。

（新住宅市街地開発法施行令の一部改正）

第一条 新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第二十三条」を「第二十三条第一項」に改める。

（公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正）

第二条 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（先買いに係る土地がその用に供されなければならない事業）」に改め、同条に次

の一項を加える。

2 法第九条第一項第四号ハに規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第十一条第一項に規定する同意基本構想において定められた同法第七条第二項第四号に規定する中核的民間施設若しくは同項第五号に規定する中核的施設又は同法第二十六条に規定する同意基本構想において定められた同法第二十三条第二項第四号に規定する中核的民間施設若しくは同項第五号に規定する中核的施設の整備に関する事業

二 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項に規定する同意基本計画において定められた同法第六条第二項第二号の事業

三 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第十項に規定する認定基本計画において定められた同条第二項第四号から第七号までの事業（同号の事業にあつては、同法第四十条第一項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に記載された同法第七条第二項に規定する商業基盤施設の整備に関する事業に限る。）

（独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正）

第三条 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第十五条第二項第一号」を「第十五条第一号」に改める。

附則第十七条第二項中「については、」を「対する」に、「改正前」を「改正後」に、「規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する」を「規定の適用については、同項中「又は」とあるのは、「独立行政法人都市再生機構又は」とする」に改め、同項後段を削る。

附則第三十五条中「については、前条の規定による改正前」を「対する前条の規定による改正後」に改め、「第六条、第十四条」を削り、「規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する」を「規定の適用については、同令第四条第一項中「造成宅地等は」とあるのは「造成宅地等及び独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）第三十五条の規定による都市基盤整備公団の投資を受けて事業を営む者が当該事業の用に供する造成宅地等は」と、同条第二項第一号中「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体、独立行政法人都市再生機構」と、同令第五条第二号中「沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券」とあるのは「沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券、都市基盤整備公団宅地債券又は都市再生機構宅地債券」と、「もの」とあ

るのは「もの。ただし、これらの者のうち、都市基盤整備公団宅地債券又は都市再生機構宅地債券で、当該新住宅市街地開発事業が施行される地域に関するものとして発行されたもの以外のものに係る者については、施行計画の内容その他の事情を勘案して、その数を限定することができる。」と、同令第十五条の二第一項中「又は」とあるのは、「独立行政法人都市再生機構又は」とする」に改め、同条後段及び同条の表を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十八年八月三十日）から施行する。

(住宅宅地債券令の一部改正)

- 2 住宅宅地債券令（昭和三十八年政令第四百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表第四条第二項の項中「独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）
（附則第三十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた」を削り、「附則第三十五条後段」を

「(平成十六年政令第六十号) 附則第三十五条」に改める。

理 由

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、公有地の拡大の推進に関する法律の規定による先買いに係る土地がその用に供されなければならない都市の健全な発展と秩序ある整備に資する事業を定める等関係政令の規定を整備する必要があるからである。